

太田市計画相談支援促進事業助成金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月19日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第23号

太田市計画相談支援促進事業助成金交付規則の一部を改正する規則

太田市計画相談支援促進事業助成金交付規則（令和4年太田市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号及び第5条第1項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

別表備考3中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、令和7年3月31日から施行する。